

坂下中学校部活動基本方針

1 教育方針

中学校における部活動は、スポーツや芸術活動に親しむことで、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校の教育活動の一環として、生徒の個性や能力の伸長を図るとともに、生徒の生きる力を育成し、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしている。目標に向かって、仲間とともに粘り強く心身を鍛える活動を通して、自己を伸ばし、豊かな人間性や望ましい社会性を身につけることができる生徒を育成することをねらいとしている。

2 運営

(1) 学校に設置されている部活動について

- ①ケガや事故の未然防止を実現するとともに、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるようにする。
- ②生徒が希望する活動を継続する。
- ③複数顧問体制による運営が可能となる部数とする。
- ④今後の就学予定者数を含めた全校生徒数の格差が、最大時(令和5年度)と最少時(令和14年度)で60人にもなることから、長期的な展望をもち、部数の精選を図っていく必要がある。

○就学予定者数の推移

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
就学予定者数	43	40	51	44	52	33	47	39	42	32
全校生徒数	157	137	134	138	149	129	132	119	128	113

○坂下中学校に設置している部活動数(令和6年度)

部活動名	顧問人数	部員数					3年生引退後の人数
		1年生	2年生	3年生	合計		
野球部	2	2	5	5	12	7人	
バレーボール部	2	3	5	4	12	8人	
男子バスケットボール部	1	9	2	10	21	11人	
女子バスケットボール部	1	1	3	3	7	4人	
男子ソフトテニス部	1	6	2	2	10	8人	
女子ソフトテニス部	1	2	1	6	9	3人	
男子卓球部	1	2	9	9	20	11人	
女子卓球部	1	4	10	0	14	14人	
吹奏楽部	1	6	2	5	13	8人	
未加入		5	4	10	19		

- ⑤中体連後の3年生引退時の部員数が団体戦可能な人数(部ごとによって異なる)に達しなかった場合は、部で今後の方針について考える場を設ける。(他校と合同チームを組むことはできる。ただし、他校と合意の上、進めなければならない。他校に合同希望がない場合は休部扱いとする。)

休部扱いになった部員は、練習を続けるか部活動を変更するかを保護者と相談し、部活動担当から転部届をもらい記入後提出をする。変更する場合は、顧問・担任・学校長の許可を経て転部することができる。

○各部活動の試合可能な人数

野球部	9人	バレー部	6人
男女ソフトテニス部	各6人	男女バスケットボール部	5人
男女卓球部	各6人	吹奏楽部	2人

⑥次年度、新入部員が確定時(4月末)に全部員数が団体戦可能な人数(部ごとによって異なる)に達しなかった場合は廃部も視野に入れる必要がある。

⑦2年連続で入部希望者が0名だった場合、廃部措置をとる。

(2) その他の部活動

①剣道・水泳・柔道・駅伝については、学校に届いた大会を随時知らせる。

②中体連大会には部活動担当を主として、教員を割り振り大会に参加する。

③中体連駅伝については、延長部活などで活動時間を確保していく。

3 部活動の管理

(1) 活動時間

【平日】

①火金の放課後を活動時間とする。(終了時間は下校の20分前)

②部活強化期間

・強化期間は中体連市(地区)大会前1週間とする。

・月曜日は休養日とする。

・火金の2日間は、15:35~16:15までの40分間を活動時間とする。

・水曜日は、15:15~16:15までの1時間を活動時間とする。

③延長部活(駅伝部)

・大会1ヶ月前から活動可能。顧問がつける場合のみ活動することができる。

・下校時刻後、30分まで延長練習可能。

・終了後に保護者による送迎が可能な生徒のみ参加できる。

【休日】

・活動はクラブに一任する。

【活動停止期間】

○部活

・期末テスト1週間前は、活動停止期間とする。

・後期(10月~3月)はバス下校等の関係により、放課後活動は行わない。

○クラブ

・インフルエンザ等の感染症が所属する生徒から発生した場合は、活動の停止措置をとることがある。

・大雨警報等の気象や天候による警戒が必要な場合は、活動を停止し自宅待機とする。

(2) 生徒の心身の健康管理と事故防止

①生徒の健康管理。(活動前や活動中の健康状態の把握、準備体操を必ず行う)

②事故の未然防止のため、顧問を必ず練習場所に配置し、AEDの保管場所を全職員で把握する。(職員玄関外と体育館に1個ずつ)

③熱中症の未然防止と対応として、水分の持参や夏休み期間中の活動では、塩分タブレットを配布する。

④体罰の根絶(いかなる理由があっても、正当化することは誤りで、決して許されない)

4 指導体制について

(1) 部活動と保護者クラブ・民間クラブの連携について

○別紙参照